

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所新潟支所直江津出張所
部署の業務内容	直江津港における輸出入植物の検疫業務など。

項 目			対応は 十分な	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	＊ 来訪者及び外部からの照会等には、丁寧・誠実・親切を第一に対応の徹底を図っている。なお、研修資料である「電話対応マナー」の活用により効果を上げている。 ＊ 国民各層からの評価については、来訪時及び照会時等にその都度評価を受けていないので、どのように評価されているのかは不明である。なお、評価が必須ということであれば統一したやり方をルール化する必要があると考える。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	＊ 苦情、要請、内部告発、その他の情報提供については事例はないが、苦情、要請等を広く受け付ける体制作り（現在は受付カウンターに窓口表示のみ）が必要と考える。 ＊ 苦情、要請等あった場合は所内ルールに基づき出張所長が対応し、必要に応じて上部機関と協議し対応することにしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	＊ 制度の改変等が生じた場合は、その都度説明会を開催し関係者に周知している。また、意見等があった場合は上部機関に報告し対応している。 ＊ 検査現場における検査手法等（コンテナ検査の奥出しなど）について、必要に応じて関係者への説明会を開催し協力を依頼している。 ＊ 国民各層からの評価については、その都度評価を受けていないので、どのように評価されているのかは不明である。なお、評価が必須ということであれば統一したやり方をルール化する必要があると考える。 ＊ 出先機関においては、政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されていない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	＊ 病害虫の侵入とまん延防止のため日々業務を行っており、利害を考慮することなく淡々と実施している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	* 輸入ダイズの検査において、不合格になった場合の消毒が該当する。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	* 検査抽出量・検査数量・検査担当官・検査結果等の記録の徹底を図るとともに、その記録の点検を複数で実施するよう改善を行った。 * 検査は関係法規に基づき実施しており、出先機関または個人として根拠のない判断は行っていない。 * 不合格の場合は、関係法規に定められた薬量・時間等を厳守している。なお、関係法規に定める薬剤、薬量等は残留等を考慮して決められていると理解している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務への 反映	特になし		